



11. 吹付けアスベスト対策補助金

既存建築物の壁、柱、天井に吹付けられたアスベストの拡散による健康障害を予防し、生活環境の保全を図ることを目的として、建築物の所有者や管理者が行うアスベストの除去等に要する費用の一部を補助します。工事着工前に申請して下さい。

対象者	対象建築物の所有者または管理者で、市税等の滞納がないこと
対象住宅	市内に存する民間建築物
補助金額	下表のとおり
受付期間	分析調査：令和 7 年 4 月 14 日（月）から令和 7 年 11 月 21 日（金）まで ※令和 7 年 12 月 5 日（金）までに実績報告書を提出してください。 除去等：令和 7 年 4 月 14 日（月）から令和 7 年 11 月 21 日（金）まで ※令和 7 年 12 月 5 日（金）までに実績報告書を提出してください。 令和 8 年度に除去等の実施を希望される方は、令和 7 年 8 月 29 日（金）までに実施の要望を提出して下さい。

表 補助金額

事業種別	対象経費	補助金額
分析調査	建材のアスベスト含有の有無を調査する分析機関に支払う経費	経費の額 (上限 25 万円)
除去等	アスベストを含んだ建材の除去等の措置を実施する施工業者に支払う経費	経費の 3 分の 2 (上限 150 万円)

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線 163) FAX:0258-62-7062